

飛驒市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年11月13日

飛驒市代表監査委員 福田 幸博



# 令和元年度定期監査報告書

## 第1 監査の期間

令和元年11月5日、6日 2日間

## 第2 監査の目的

令和元年度の財務に関する事務の執行及び経営にかかる事業の管理について、関係法令等の定めるところに従って合理的、能率的に執行されているかを検証することを目的に実施した。

## 第3 監査の方法

あらかじめ指定した資料及び関係書類等の提出を求め、所属長ほか担当職員から事情聴取を行う等の方法により実施した。

なお、今年度は、次の事項を重点に監査を行なった。

- (1) 地域振興費の執行状況について
- (2) 保育園の備品台帳の整備及び管理状況について
- (3) 施設の設備・管理状況について

## 第4 監査の対象

上記(1) 地域振興費の執行状況 河合振興事務所、宮川振興事務所、神岡振興事務所

上記(2) 対象保育園 河合保育園、旭保育園

上記(3) 対象施設 飛騨市ふるさと種蔵村役場施設、TANEKURAHOUSE

## 第5 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係法令等に準拠し、概ね適正に執行されていると認めた。

なお、軽易な事項については、その都度口頭で指摘したが、特に要望したい事項については、次のとおりであるので検討されたい。

(1) 地域振興費の執行状況について

令和元年11月1日現在での執行状況は次のとおりである。

(単位：円)

	予算額	支出済額	執行率	完了件数
神岡振興事務所	111,360,000	71,101,023	63.8%	177件
河合振興事務所	107,893,000	58,766,332	54.5%	35件
宮川振興事務所	92,037,000	51,684,596	56.2%	16件
合計	311,290,000	181,551,951	58.3%	228件

今年度、組織の見直しにより各振興事務所に新たに課を設置することで、現場での意思決定のスピードアップが図られている。昨年度まで各振興事務所に配分されていた地域振興費は、今年度より直接各振興事務所に予算化され、更にハード事業については別枠での予算化となっている。これは、市民からの要望に対して迅速な対応をもって地域の利便性を図ることを目的としており、昨年度当初予算と比較し大きく増額となっている。

昨年度(11月1日現在)は合計執行率31.1%であったが、今年度は58.3%と大きく進捗しており、振興事務所が要望事項を早期に対応出来ていることが要因となっている。

また、昨年度の自然災害の復旧工事のため、工事業者の人手不足による工事遅延が不安ではあるが、事業を精査し、地域の要望にできるだけ応えられるよう努力されるとともに、地域に密着した振興事務所の機能を十分発揮され、地域住民が安心安全に暮らせる町づくり、かつ元気を維持できる町づくりに取り組まれない。

(2) 保育園の備品台帳の整備及び管理状況について

備品台帳については、保育園事務局にて原本を管理し、副本を保育園にて保管している。遊具等についての点検は毎日行われており、安全に対する注意は今後も継続して取り組まれない。また、地域の方との密着した行事等による良い環境の中、子供たちが元気にすくすく育っていけるよう今後とも努力されたい。

(3) 施設の設備・管理状況について

宮川町種倉集落は農村の原風景が残る地区であるが、人口減少に伴い厳しい状況である環境保全活動を、関係人口による地域の活性化を目的に、ボランティア活動による集落保全活動を組織化し、「ふるさと種蔵村」を開村した。その一つの象徴である「ふるさと種倉役場」、「TANEKURA HOUSE」施設について、管理状況等確認した。地域住民等によりきれいに整備されていた。この施設を拠点とし、今後もイベント等を通し、飛騨随一の景観を末永く後世に伝え、発展していけるよう更に取り組まれない。